

女人禁制の「伝統」と本質

奈良・大峰山における女人禁制

宗教に限らず、私たちが「伝統」（あるいは慣習）を口にすると、案外その「伝統」が遠い昔ではなく、比較的新しく形成された「伝統」であることは、近代家族論を持ち出すまでもなく珍しい指摘ではない。あたかも普遍的な真理や伝統として語られ内面化されてきたもの（たとえば理想の家族像とか男女別々の「特性」やそれに応じた役割分担等）が、政治・経済・社会・文化的な背景を携えた歴史的産物に過ぎなかつたりする。

これまで考察してきたように、宗教において、女性を聖職者に就くことから排除したり、一信者として女性が聖域に入れなかつたりする事例は今日でも皆無ではない。そのような女性排除の根拠を当の宗教関係者が語るときによく使用される「伝統」という言葉に注目してみたい。以前カトリックを例に「カッコウの卵」伝統という、なりすまし型の伝統を考察したが、今回扱うのは、奈良・大峰山の女人禁制の解禁をめぐるせめぎ合いに見られる「伝統」言説である。

大峰山が近年注目される契機となったのは、木津護によれば、1997年10月の女人禁制の解禁宣言であるという。大峰山寺関係修験道宗三本山と護持院が、大峰山の開祖とされる役行者（役小角）の没後1300年にあたる2000年5月を機に、これまで頑なに守ってきた女人禁制を解禁するとの提案が公式の場でなされたのである。時代的には、1999年に男女共同参画社会基本法が成立し、それが21世紀日本の最重要課題と位置づけられた頃であり、この動きには「宗教とジェンダー」研究者からも大きな関心が寄せられた。また大峰山を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」がその後（2004年7月）、ユネスコの世界遺産として登録されるに至ったこともあり、世界に開かれた山という意味合いを含む解禁宣言とも解せるものだったのである。しかし、この解禁宣言はすぐに頓挫してしまう。大峰山信仰の在家信徒団体からの猛反発が起こったのである。

そもそも法律的には、1872（明治5）年の太政官布告97号により、神社仏閣の女人結界の廃止令が布かれたのにもかかわらず、大峰山は女人禁制を守ってきたことになる（ちなみに同年には僧侶の肉食妻帯の解禁令も発布された）。その後、1936（昭和11）年に「吉野・熊野国立公園」の指定を受けたときに、女人禁制の解禁の動きが見られたことは大変興味深い。ちょうど近年の世界遺産登録時と同じような状況が昭和初期にもあったわけである。このときは信徒側からの解禁決議であった。しかし寺院側（修験道三本山）からの「地元が繁栄するといふ単なる営利本位」という猛烈な反対を受けるなどして挫折したという。対立する両者の最終的決議内容として、女人禁制の現状維持が確認されるが、そこには「神聖」「伝統」「光輝ある歴史」といった理由が見られるのみである。こうして見ると、昭和初期と平成期とで、寺院側と信徒団体との立場がまったく逆転していることが分かる。ではなぜ、かつて解禁を望んだ信徒たちが平成期には解禁を拒んだのであろうか。奈良女性史研究会会員による当事者3名（大峰山のふもとの洞川地区長、観光協会会長、大峰山寺信徒総代）への聞き取りからは、やはり「伝統」という言葉が特徴的に見て取れるという（『奈良女性史研究会

2001』Vol.5、2002年3月）。昭和初期と平成期において女人禁制の是非をめぐる寺側と信徒側の立場に一貫性はなく、「伝統」を持ち出す側が容易く逆転してしまう一方で、ファイナルタームとしての「伝統」の名の下に結局は議論が収束し現状が維持されていく。「伝統」は、歴史性のある種の神話性を併せ持つ、かくも不可思議なものと言えよう。

男同士の絆（ホモソーシャル）

以上、女人禁制論争における「伝統」言説の概略を辿ったが、次にジェンダーの視点から、女人禁制の本質にアプローチしてみよう。実は大峰山の事例は、ジェンダー研究にとって格好の材料を提供しているのである。

近代史を繙けば、昭和4年に大阪の女性2人による登山の例が見られ、平成11年には奈良県内の男女共生教育を巡る女性教諭ら13人による登山が試みられている。これらは素直な確信犯であろうが、ここに意図的な攪乱を仮に加えると、たちまち訳がわからなくなる。「男性」が完璧な異性装（女性装）をしたら登山はできないのか？ 逆に「女性」が完璧な異性装（男性装）をしたら登山は許されるのか？ いずれも事前に身体検査をするわけではあるまい。すると、そもそもの身体的性別としての「男性」や「女性」自体が怪しくなってくる。さらに言えば、同性愛指向の「男性」は果して登山可能なのだろうか？

男性の登山は過酷な修行だけでなく、修行後の飲酒や観光・行楽（かつては遊郭での「精進落とし」も含む）などの享楽を伴う一方で、女性には山の神聖さを理由に登山が認められない。ここにはイヴ・セジウィックの言うホモソーシャルな男同士の絆的空間を指摘することができるかもしれない*。

長年にわたり仏教における女性差別や女人禁制の問題を研究してきた源淳子は、上野千鶴子の『女嫌い—ニッポンのミソジニー』（紀伊國屋書店、2010年）を引きながら、ホモソーシャル（性的であることを抑圧した男同士の絆）（上野訳）・ホモフォビア（同性愛嫌悪）・ミソジニー（女性嫌悪）の3点セットにあてはまるものこそ「女人禁制」であると、結論づけている。ホモソーシャルがミソジニーと結びつくのは分かり易いが、彼らは男性同士とはいえ同性愛指向ではなく、日常的には女性役割を担う女性と生活していることが多い。そして男性集団が同質であることを保つために、ホモフォビアが不可欠なのだと、源は述べる。そうすると、先の同性愛指向の「男性」はすんなり入山できたとしても、そこで味わうのは居心地の悪さや疎外感に他ならない。さらに女人禁制の根本には「穢れ」の問題が横たわっている。このことについては、いずれ後述したい。

*イヴ・セジウィック『男同士の絆』（名古屋大学出版会、2001年）を参照。ホモソーシャルは男女平等を表向きに掲げているところにも見られる傾向でもある。たとえば米名門私立大学のアイビーリーグ、日本の政界や経済界、従来の労働組合、哲学・思想系の学界等々。

[参考文献]

- ・木津護『奈良・大峰山「女人禁制」の解禁をめぐる』2002年。
- ・「大峰山女人禁制」の開放を求める会編『現代の「女人禁制」』解放出版社、2011年。